

町田市文化芸術の まちづくり計画

資料編

Machida City Plan for Cultural and Arts-Based
Community Development

2026-2035

2026年3月
町田市

Contents 目次

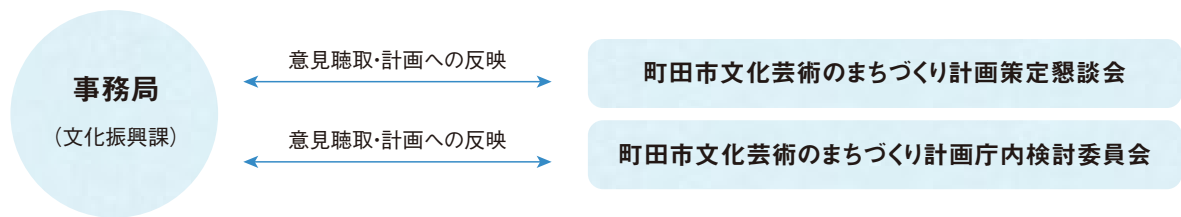
01	策定過程と体制	3
1	策定過程	3
2	策定体制	4
02	町田市の文化芸術の状況	5
1	町田市内の主な文化施設と遺跡	5
2	主な文化財と市の出捐財団	6
03	調査等の主な結果	7
	各種調査等のまとめ（ポイント、課題別）	9
04	各調査等の結果（概要）	14
1	町田市文化・芸術に関する市民意識調査	14
2	町田市文化芸術活動団体へのアンケート	18
3	子どもセンターアンケート	20
4	事業者ヒアリング	23
5	若者ヒアリング	25
05	関連法	28
	文化芸術基本法	
	（平成十三年法律第百四十八号）改正 平成二十九年六月二十三日	

01 策定過程と体制

1 策定経過

2022年	12月	●	文化芸術活動団体へのアンケート（～2023年1月）
2023年	7月	●	子どもセンターアンケート（～8月）
		●	第1回町田市文化芸術のまちづくり計画庁内検討委員会
		●	第1回町田市文化芸術のまちづくり計画策定懇談会
	9月	●	文化・芸術に関する市民意識調査
2024年	1月	●	第2回町田市文化芸術のまちづくり計画庁内検討委員会
		●	第2回町田市文化芸術のまちづくり計画策定懇談会
	3月	●	第3回町田市文化芸術のまちづくり計画庁内検討委員会
		●	第3回町田市文化芸術のまちづくり計画策定懇談会
	5月	●	事業者ヒアリング（～9月）
	8月	●	第4回町田市文化芸術のまちづくり計画庁内検討委員会
		●	第4回町田市文化芸術のまちづくり計画策定懇談会
	10月	●	第5回町田市文化芸術のまちづくり計画庁内検討委員会
		●	第5回町田市文化芸術のまちづくり計画策定懇談会
	12月	●	第6回町田市文化芸術のまちづくり計画庁内検討委員会
		●	第6回町田市文化芸術のまちづくり計画策定懇談会
2025年	3月	●	議会への行政報告
	5月	●	若者ヒアリング（二十祭まちだ実行委員）
		●	第7回町田市文化芸術のまちづくり計画庁内検討委員会
		●	第7回町田市文化芸術のまちづくり計画策定懇談会
	6月	●	第8回町田市文化芸術のまちづくり計画庁内検討委員会
		●	第8回町田市文化芸術のまちづくり計画策定懇談会
	9月	●	議会への行政報告
		●	市民意見募集（～10月）
	10月	●	第9回町田市文化芸術のまちづくり計画庁内検討委員会
	11月	●	第9回町田市文化芸術のまちづくり計画策定懇談会
	12月	●	議会への行政報告

2 | 策定体制



● 町田市文化芸術のまちづくり計画策定懇談会委員会

「町田市文化芸術のまちづくり計画」策定にあたり、学識経験者や関係団体、学校の意見を聴取し、計画に反映するため、「町田市文化芸術のまちづくり計画策定懇談会」を2023年度から2025年度まで9回開催しました。

委員名簿

選出区分	委員名	所属・役職（年度表記がないものは2025年4月時点）
学識経験者（会長）	山口 有次	桜美林大学副学長 ビジネスマネジメント学群教授
学識経験者（副会長）	長尾 洋子	和光大学表現学部総合文化学科教授
学識経験者	藤枝 由美子	玉川大学芸術学部アート・デザイン学科教授
文化関係団体の代表	宗田 隆由	一般財団法人町田市文化・国際交流財団専務理事
文化関係団体の代表	高野 宗佳	一般社団法人町田市文化協会会長
文化関係団体の代表	高橋 倫正	町田市郷土芸能協会会長
経済関係団体の代表	佐藤 正志	町田商工会議所専務理事
観光関係団体の代表	亀田 文生	一般社団法人町田市観光コンベンション協会事務局長（～2025年度）
観光関係団体の代表	高梨 光之	一般社団法人町田市観光コンベンション協会事務局長（2025年度～）
町田市公立小学校長会の代表	百田 明弘	相原小学校校長
町田市公立中学校長会の代表	福田 秀樹	成瀬台中学校校長（～2025年度）
町田市公立中学校長会の代表	大山 茂登	木曾中学校校長（2025年度～）

● 町田市文化芸術のまちづくり計画庁内検討委員会構成

庁内の関係部署で構成する「町田市文化芸術のまちづくり計画庁内検討委員会」を2023年度から2025年度まで9回開催しました。

委員長	文化振興課長
副委員長	生涯学習総務課長
委員	企画政策課（公共施設担当課長）、広報課長、美術館課長、障がい福祉課長、児童青少年課長、産業政策課長、観光まちづくり課長、道路政策課長、都市政策課（中心市街地開発推進課長）、公園緑地課（公園管理担当課長）、教育総務課長、図書館（市民文学館担当課長）

02 町田市の文化芸術の状況

1 町田市内の主な文化施設と遺跡



- 展示施設
- ホール
- 市民活動
- 大学等の施設
- 遺跡

展示施設

- ① 町田市立国際版画美術館
- ② 町田市立博物館
- ③ 町田市フォトサロン
- ④ 町田市立自由民権資料館
- ⑤ 町田市考古資料室
- ⑥ 町田市立中央図書館

ホール

- ① 町田市民ホール
- ② 和光大学ポプリホール鶴川
- ③ 町田市民フォーラム
- ④ 町田市文化交流センター
- ⑤ 町田市生涯学習センター

市民活動

- ① 忠生市民センター
- ② 鶴川市民センター
- ③ 南市民センター
- ④ なるせ駅前市民センター
- ⑤ 堺市民センター
- ⑥ 小山市民センター
- ⑦ 木曾山崎コミュニティセンター
- ⑧ 玉川学園コミュニティセンター
- ⑨ 成瀬コミュニティセンター
- ⑩ つくし野コミュニティセンター
- ⑪ 木曾森野コミュニティセンター
- ⑫ 三輪コミュニティセンター
- ⑬ 上小山田コミュニティセンター

大学等の施設

- ① 昭和薬科大学 記念講堂
- ② 玉川大学University Concert Hall 2016
- ③ 東京家政学院大学 大江スミ記念ホール
- ④ 法政大学 百周年記念館
- ⑤ 和光大学 Jホール
- ⑥ 桜美林芸術文化ホール

遺跡

- ① 田端環状積石遺構
- ② 小山田1号遺跡
- ③ 忠生遺跡B地区
- ④ 本町田遺跡
- ⑤ 高ヶ坂石器時代遺跡
- ⑥ 三輪南遺跡群
- ⑦ 三輪白坂横穴群
- ⑧ 西谷戸横穴墓群
- ⑨ 下三輪玉田谷戸横穴墓群

2 | 主な文化財と市の出捐財団

町田市の文化財一覧(町田市HP)

https://www.city.machida.tokyo.jp/bunka/bunka_geijutsu/bunkazai/bunkazaimeguru/2017bunnkazaiirann.html



文化財	<ul style="list-style-type: none">● 国指定 2件● 都指定 16件● 市指定・登録 59件
主な文化財	<ul style="list-style-type: none">● 旧永井家住宅 (国指定重要文化財)● 高ヶ坂石器時代遺跡 (国指定史跡)● 田端環状積石遺構 (都指定史跡)● 本町田遺跡 (都指定史跡)● 白洲次郎・正子旧宅 (市指定史跡)
主な 郷土芸能、伝統文化	<ul style="list-style-type: none">● 金井の獅子舞● 矢部八幡宮獅子舞● 丸山獅子舞● 大戸囃子● 三ツ目囃子 <p>(すべて市指定無形民俗文化財)</p>
市の出捐財団	<ul style="list-style-type: none">● (一財) 町田市文化・国際交流財団

03 調査等の主な結果

社会状況の変化や町田市の特色、町田市の現状のほか、各種調査・アンケート等から、課題を抽出し、文化芸術のまちづくりに向けたポイント(方向性)を以下の5つにまとめました。

社会状況の変化

文化芸術と様々な分野との連携が求められている。

デジタル技術が浸透し、文化芸術がより身近になっている。

文化芸術を発信するチャンスが訪れている。

体験や特定の時間を重視する社会に移り変わっている。

テーマ型コミュニティといった新たな社会的なつながりが生まれている。

企業の社会貢献活動が活発化している。

町田市の特色

文化芸術に親しみ・学び・活動できる環境が揃っている。

一人ひとりが輝けるまちづくりを進めている。

子どもにやさしいまちづくりを進めている。

特徴的な文化芸術関連施設がある。

町田駅周辺エリアのリニューアルの機運が高まっている。

公共施設を複合化・多機能化等して市民生活の質を高めようとしている。

現状、意識調査・アンケート、みなさんの想い

現状	小規模のホールが充実している／全国レベルの演技や演奏が身近にある
意識調査・アンケート	文化芸術を鑑賞する人の割合が低い／文化芸術活動団体への新規加入者が少ない／子どもへの文化芸術体験が重要視されている
みなさんの想い	演劇表現活動に触れる機会を増やして文化芸術の町田に／活動を発表する機会を／若者に芸術文化の鑑賞と体験を／障がい者の文化芸術展示会があるといい
現状	日本有数の美術品を保有している／民間の文化芸術活動が盛んで、多様に展開されている
意識調査・アンケート	文化芸術活動や資源の魅力がうまく伝わっていない／文化芸術分野においてデジタル技術を使った魅力発信が欠せない／他の分野や地域・学校と連携した活動が少ない
みなさんの想い	文化芸術面の「町田らしさ」をもっと広報してほしい／国際版画美術館や文学館、生涯学習センターは他市より優れている／子どもが体験できるようなイベントがほしい
現状	子どもや若者が文化芸術活動を始めやすい環境が揃っている／文化芸術活動の発表や練習の場の中心を担う市民ホールの老朽化／ポップ・カルチャーの郊外拠点となっている
意識調査・アンケート	市民の文化芸術活動が活発に行われている／町田エリアで音楽・演劇活動が活発に行われている
みなさんの想い	文化芸術のシンボルとなり、皆が憧れる多目的ホールがほしい／練習や制作する場がほしい／ダンスや音楽フェスなど、発表の場がたくさんあれば、町田での活動が広がる
現状	他市を圧倒する量・質の美術品コレクションを収蔵している／(仮称)国際工芸美術館の整備を進めている／貴重な有形文化財や遺跡が数多く残っている／無形民俗文化財の担い手が不足している
みなさんの想い	伝統芸能を継承するには、小・中学生への教育が必要／文化財について学校では習っていないので興味がある
現状	市民が主体的に活動できる土壌が整っている／文化芸術団体の会員の高齢化に加え、会員数が減少している／若手アーティスト等が育つ環境がある
みなさんの想い	市と市民が協働できる仕組みをつくってほしい／多様性を尊重するような風土をつくって活動が活発になるといい

また、目指す姿「文化芸術を育み、笑顔咲くまち～町田でLet's stART～」を実現するために、どのようなまちづくりが必要かを検討し、4つの方針と各方針に2つの施策を設定しました。

課題

ポイント

誰もが気軽にあらゆる文化芸術を楽しめるよう、鑑賞や体験の機会を広げる必要があります。

町田市の文化芸術の認知度を上げ、最大限に活用していく必要があります。

町田駅周辺の中心市街地再開発等を踏まえ、文化芸術を鑑賞する場や市民が活動する場を整備する必要があります。

市が誇る美術品や史跡、建造物、民俗芸能等の有形・無形文化財を適切に収集・保存し、次世代に継承していく必要があります。

文化芸術活動を未来につなぎ、発展させていくため、多様な人や団体等と連携していく必要があります。

1
誰もが文化芸術を楽しめる環境をつくる

2
町田市の文化芸術のイメージを強化していく

3
文化芸術の鑑賞・活動の場をつくる

4
美術品や文化財を保存し、未来に継承していく

5
文化芸術を支える多様な団体・市民等と連携していく

方針 1 きっかけをつくる

施策 1 誰もが気軽に鑑賞・体験できる機会の確保

施策 2 情報環境の拡充



方針 2 場をつくる

施策 1 施設の整備・活用

施策 2 活動の場の充実



方針 3 未来につなぐ

施策 1 美術品や文化財の保存・活用

施策 2 次世代への継承



方針 4 共に創る

施策 1 市民や団体等のチャレンジの創出

施策 2 企業等との共創による推進



ポイント

1 誰もが文化芸術を楽しめる環境をつくる

課題解決のキーワード ▶ 鑑賞・体験の機会の充実

課題

！ 誰もが気軽にあらゆる文化芸術を楽しめるよう、鑑賞や体験の機会を広げる必要があります。

現状、意識調査・アンケート×みなさんの思い

現状

小規模のホールが充実している

町田市民ホール(862席)をはじめ、和光大学ポプリホール鶴川(300席)、市民センターにある多目的ホールなどの公共施設のほか、桜美林芸術文化ホールなど、小規模のホールが市内に多くあります。

現状

全国レベルの演技や演奏が身近にある

市内の学校には、全国コンクールの上位に入賞する吹奏楽部や合唱部があり、文化系の部活動が活発に行われています。また、市内のホールでは、まだ全国バレエコンクールや全国町田ピアノコンクールなど、全国レベルの演技や演奏を体感できる機会があります。

意識調査・アンケート

**文化芸術を鑑賞する人の割合が低い
(市民意識調査)**

市民がホールや劇場、美術館、博物館等で文化芸術を鑑賞する割合は66.6%であり、全国(67.3%)をやや下回っています。▶ P 14
また、介護・介助が必要な方や障がいのある方々の文化芸術の鑑賞割合は(介護等29.2%、障がい47.1%)、そうでない方(69.9%)に比べて低い結果となっています。▶ P 16

意識調査・アンケート

**子どもへの文化芸術体験が重要視されている
(市民意識調査)**

市民が重要だと思う中学生以下の子どもの文化芸術体験として、「興味を持つきっかけとなる多様な機会の提供」や「学校での鑑賞や体験」などが重要と回答しています。▶ P 17

意識調査・アンケート

**文化芸術活動団体への新規加入者が少ない
(団体アンケート調査)**

団体活動における課題として60.2%の団体が、新規加入者が少ないことを挙げています。▶ P 18

みなさんの思い 若者の教育に生の文化芸術の鑑賞と体験があるといい

みなさんの思い もっと活動を発表できるような機会がほしい

みなさんの思い 大規模ホールがあれば、有名アーティストの公演を町田で鑑賞する機会が増え、うれしい

みなさんの思い 演劇表現活動に触れる機会をもっと増やせば、文化芸術の町田になる

みなさんの思い 障がい者の文化芸術に関する展示会があると作家のモチベーション向上や発掘にもつながる

ポイント

2 町田市の文化芸術のイメージを強化していく

課題解決のキーワード ▶ 市内の活動の認知度向上

課題



町田市の文化芸術の認知度を上げ、最大限に活用していく必要があります。

現状、意識調査・アンケート×みなさんの思い

現状

日本有数の美術品を
保有している

国際版画美術館には、歌川広重の浮世絵等の国内外の著名作品を含む版画のコレクションが3万点以上、博物館にはボヘミアン・グラス等のガラス工芸品や中国・東南アジアなどの陶磁器等のコレクションが約4,800件収蔵されています。

現状

民間の
文化芸術活動が盛んで、
多様に展開されている

茶道、華道、伝統芸能、美術、ジャズ、民族音楽等多彩な市民文化芸術団体が町田市民ホールや市民センターを利用して活発に活動しています。クラシック、音楽、オペラ、バレエ等の分野では、プロとアマチュアの双方が連携する長い活動の歴史があります。また、全国的に活動を広げる「音楽座ミュージカル」の拠点があるほか、町田駅前の「まほろ座」では、落語やご当地アイドルのプロデュースを実施するなど、多様な文化芸術活動が展開されています。更に、小・中学生の作品を、市役所をはじめとした町田市内の施設や店舗に展示して、各地域の皆さんに楽しんでいただく「まちかど子どもギャラリー」の活動が広がっています。

意識調査・アンケート

文化芸術活動や資源の
魅力がうまく伝わっていない
(市民意識調査)

文化芸術のイメージについて「特にない」、「無回答」が多くなっています。 ▶ P 17

意識調査・アンケート

文化芸術分野において
デジタル技術を使った
魅力発信が欠かせない
(市民意識調査)

ホールや美術館で直接鑑賞しなかった理由として「インターネットで鑑賞したから」が多くなっています。 ▶ P 15

意識調査・アンケート

他の分野や地域・学校との
連携した活動が少ない
(団体アンケート調査)

他の分野の団体と連携した活動に取り組んでいる団体は24.1%にとどまっています。また、地域や学校と連携した活動に取り組んでいる団体も35.2%と、連携した活動が少なくなっています。 ▶ P 19

みなさんの思い 版画美術館や文学館、生涯学習センターは他市より優れている

みなさんの思い 色んな団体が出られるお祭り、イベントをもっと企画したい

みなさんの思い 「演劇の日」「朗読の日」「映画の日」など設けて、多くの作品に触れる機会をつくってほしい

みなさんの思い 沢山のチームや団体で盛り上がるようなイベントを企画してほしい

みなさんの思い 子どもが体験できるようなイベントがあるといい

みなさんの思い 文化芸術面の“町田らしさ”をもっと広報してほしい

ポイント

3 文化芸術の鑑賞・活動の場をつくる

課題解決のキーワード ▶ 鑑賞・活動する場の充実

課題

！ 町田駅周辺の中心市街地再開発等を踏まえ、文化芸術を鑑賞する場や市民が活動を行う場を整備する必要があります。

現状、意識調査・アンケート×みなさんの思い

現状

子どもや若者が文化芸術活動を始めやすい環境が揃っている

市内12か所にある子どもセンターや子どもクラブには、一部に音楽室や防音室を備えており、子どもや若者が文化芸術活動を始めやすい環境があります。

現状

文化芸術活動の発表や練習の場の中心を担う市民ホールの老朽化

市内で活動する文化芸術団体が練習等で利用してきた町田市民ホールはオープンからまもなく50年を迎えることから、今後のあり方について検討する時期にあります。

現状

ポップ・カルチャーの郊外拠点となっている

市内には、8校の大学、9校の専門学校があり、交通の利便性も高いことから、学生を中心に多くの若者が町田を拠点に活動しています。また、市内にはライブハウスも多くあり、ポップ・ミュージックの活動が盛んです。加えて、ストリート系のダンスをする若者も多く、ポップ・カルチャーの拠点となっています。

意識調査・アンケート

市民の文化芸術活動が活発に行われている(市民意識調査)

文化芸術に関わる活動(創作や出演、習い事、体験活動への参加など)をした市民の割合は29.5%と、全国21.7%と比較しても高い傾向にあります。 ▶ P 15

意識調査・アンケート

町田エリアで音楽・演劇活動が活発に行われている(団体アンケート調査)

75%の団体が町田エリア(町田・玉川学園地区)で活動を行い、音楽(オーケストラ、吹奏楽、合唱、ポップス等)や演劇・舞踊(15.7%)の活動が多くなっています。 ▶ P 19

みなさんの思い

設備の充実した本格的なホールを設立してもらいたい

みなさんの思い

練習する場や制作する場がほしい

みなさんの思い

文化芸術のシンボルとなり、子どもも大人も憧れるような多目的ホールがほしい

みなさんの思い

町田駅前に高齢者でも楽に駅から歩けるホールがあるといい

みなさんの思い

練習の成果を発表する場や機会がもっとあるといい

みなさんの思い

ダンスや音楽フェスなど、発表の場がたくさんあれば、町田での活動が広がると思う

ポイント

4 美術品や文化財を保存し、未来に継承していく

課題解決のキーワード ▶ 資源の保存・継承

課題



市が誇る美術品や史跡、建造物、民俗芸能等の有形・無形文化財を適切に収集・保存し、次世代に継承していく必要があります。

現状、みなさんの思い

現状

他市を圧倒する量・質の美術品コレクションを収蔵している

国際版画美術館や博物館には、数万点もの美術品コレクションを収蔵しています。

現状

(仮称)国際工芸美術館の整備を進めている

市が誇る美術品の魅力を広く伝えるとともに、美術活動をより身近に感じられる空間や、多様な創作活動が行える場として、芹ヶ谷公園“芸術の杜”への(仮称)国際工芸美術館の整備を進めています。

現状

貴重な有形文化財や遺跡が数多く残っている

国の指定史跡や重要文化財、都の指定文化財など、市内には貴重な文化財や遺跡が数多く残っています。特に、遺跡は縄文時代を中心に市内に900か所発掘されており、町田の歴史を示す極めて貴重な資産です。

現状

無形民俗文化財の担い手が不足している

市内で伝承されてきた獅子舞やお囃子などの無形民俗文化財の担い手の確保が難しくなっています。

みなさんの思い

伝統芸能を継承していくためには小学生や中学生など、若い人への教育が必要

みなさんの思い

文化財を実際に見てみたい。珍しい感じがする。学校では習っていないので興味がある。

みなさんの思い

TVで見るより、行ってみたい。知らないものをやってみたい。

ポイント

5 文化芸術を支える多様な団体・市民等と連携していく

課題解決のキーワード ▶ 多様な担い手による活動の推進

課題

! 文化芸術活動を未来につなぎ、発展させていくため、多様な人や団体等と連携していく必要があります。

現状、みなさんの思い

現状

市民が主体的に活動できる土壌が整っている

まちだ〇ごと大作戦18-20⁺¹や、二十祭まちだ、まちだ若者大作戦など大人や子ども・若者が自分たちのやりたいことを、自ら叶える取り組みを通じて、市民が主体的に活動できる土壌が整っています。

現状

文化芸術団体の会員の高齢化に加え、会員数が減少している

茶道や華道、書道等の伝統文化を始めとする文化団体、クラシック音楽やオペラ、バレエ団体などが数多くある一方、会員の高齢化や、新規会員の獲得が難しいなど、会員数が減少しています。

現状

若手アーティスト等が育つ環境がある

市内や周辺には、芸術系の大学や学部が多くあり、若手アーティストを育てる環境が整っています。また、若者のバンド活動やストリート系ダンスも活発に行われています。

みなさんの思い

市民や市民団体の力を借りられるよう、市と市民が協働できる仕組みをつくってほしい

みなさんの思い

高齢者や障がい者など、多様性を尊重するような風土をつくって活動が活発になるといい

04 各調査等の結果（概要）

本計画の策定にあたり実施した各種調査の概要は次の通りです。

1 | 町田市文化・芸術に関する市民意識調査（2023年度）

調査の概要

- 調査対象：町田市内在住の18歳以上の者3,000人（無作為抽出）
- 調査期間：2023年9月1日（金）～9月15日（金）
- 調査手法：郵送配布、郵送・WEB回収
- 有効回答率：30.3%（回収数909件）

調査報告書

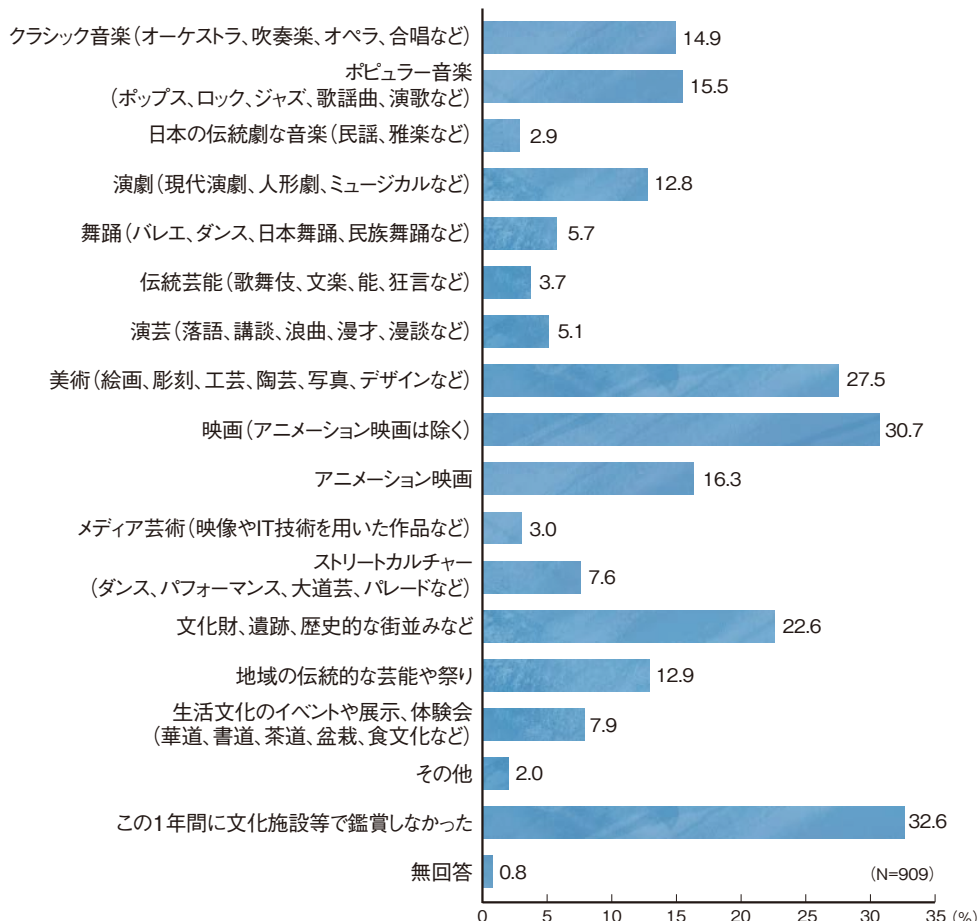


主な調査結果

- 過去1年間に、ホールや劇場、美術館、博物館、映画館などにでかけて**文化芸術を鑑賞した人**の割合は66.6%となっており、全国（67.3%）と同程度の割合となっている。鑑賞したものは「映画（アニメーション映画は除く）」が30.7%と最も高く、「美術（絵画、彫刻、工芸、陶芸、写真、デザインなど）」が27.5%となっている。

あなたは、この1年間に、ホールや劇場、美術館、博物館、映画館などに
でかけて文化芸術を鑑賞しましたか
(テレビ、ラジオ、CD・DVD、インターネット配信等での視聴を除く鑑賞)

過去1年間における
文化芸術の鑑賞率

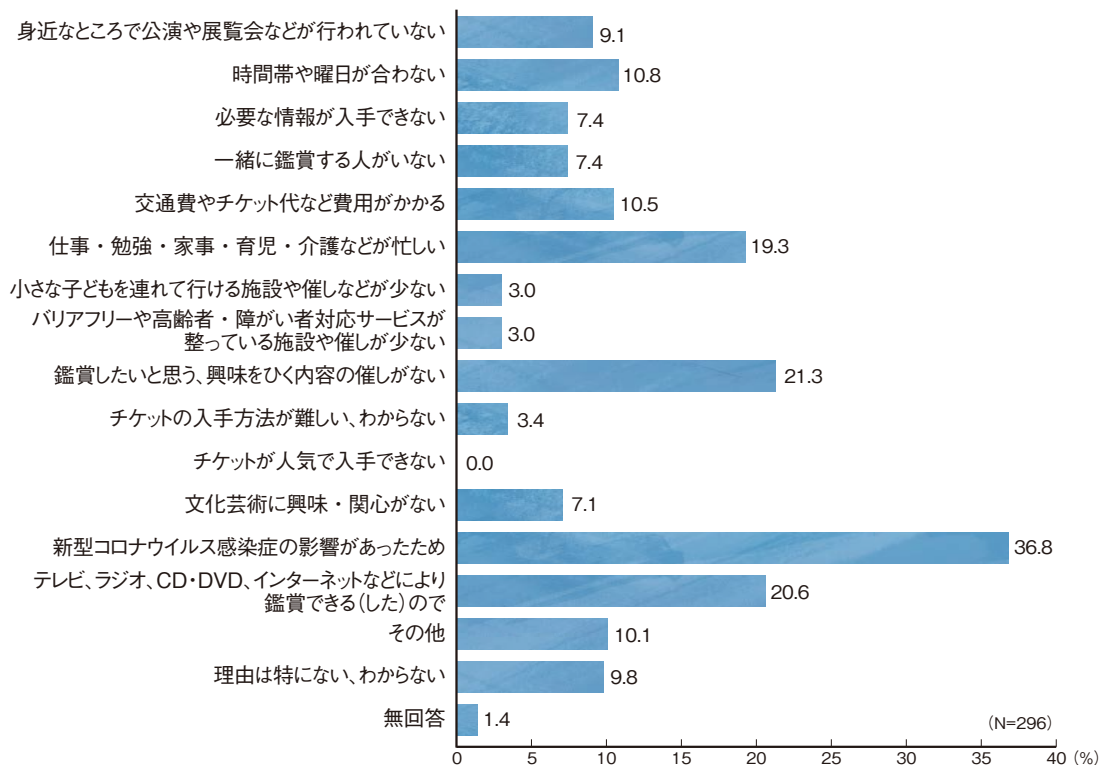


種類	割合
全国 (令和元年度)	67.3%
南関東 (令和元年度)	70.7%
東京都 (令和元年度)	72.6%
町田市	60.6%

※東京都は文化イベントの参加も含むため参考値とする。

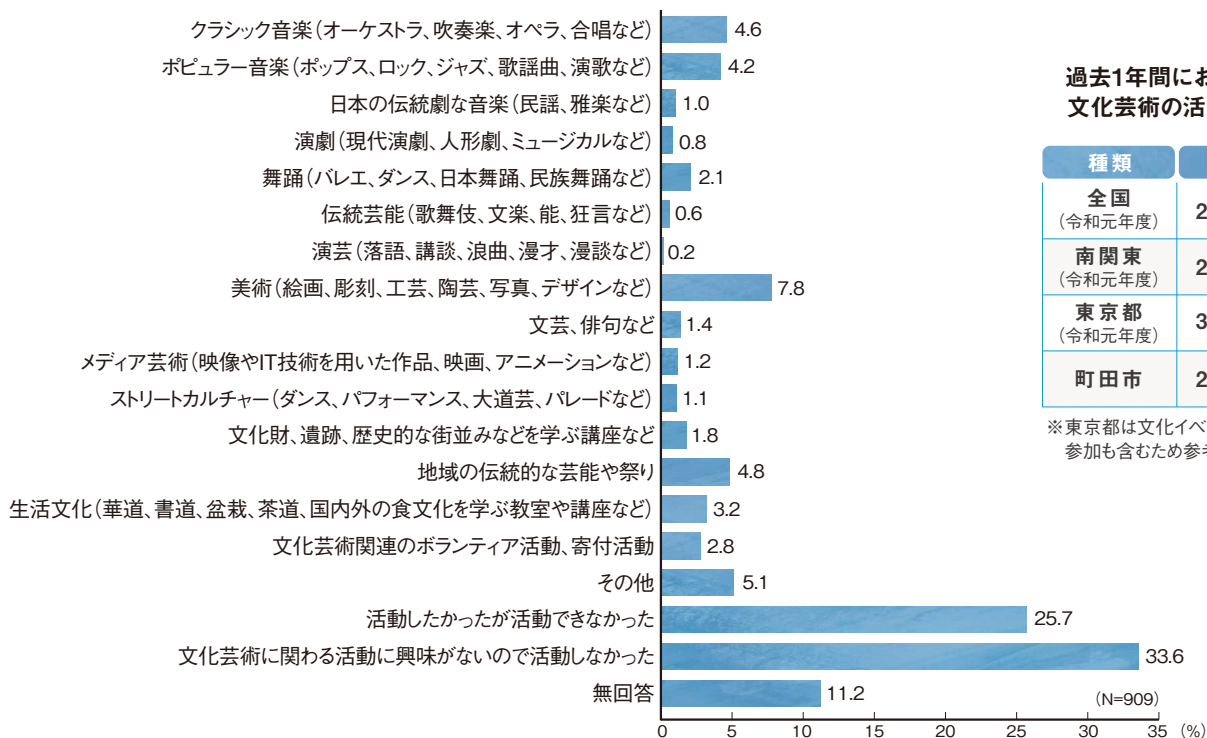
- 「この1年間に文化施設等で鑑賞しなかった」との回答は32.6%であった。その理由としては、全体では「新型コロナウイルス感染症の影響があったため」が36.8%と最も高く、次いで「鑑賞したいと思う、興味をひく内容の催しが無い」が21.3%、「テレビ、ラジオ、CD・DVD、インターネットなどにより鑑賞できる(した)ので」が20.6%となっている。

鑑賞しなかった主な理由は何ですか



- 過去1年間に、文化芸術に関わる活動(創作や出演、習い事、体験活動への参加など)をした人の割合は29.5%となっており、全国(21.7%)と比べて高く、東京都(30.1%)と同程度の割合である。全体では、「文化芸術に関わる活動に興味がないので活動しなかった」が33.6%と最も高く、次いで「活動したかったが活動できなかった」が25.7%、「美術(絵画、彫刻、工芸、陶芸、写真、デザインなど)」が7.8%となっている。

あなたは、この1年間に、文化芸術に関わる活動(創作や出演、習い事、体験活動への参加など)をしましたか。



過去1年間における文化芸術の活動率

種類	割合
全国(令和元年度)	21.7%
南関東(令和元年度)	21.0%
東京都(令和元年度)	30.1%
町田市	29.5%

※東京都は文化イベントの参加も含むため参考値とする。

●健康状態別の集計結果をみると、健康面で特に問題はない方では鑑賞しなかった割合が30.1%であるのに対し、介助・介護が必要な方と障がいのある方では、それぞれ70.8%、52.9%と最も高くなっている。障がいのある方が鑑賞したものは「美術」、「映画」、「ストリートカルチャー」がともに14.7%となった。また、介助・介護が必要な方では「クラシック音楽」、「美術」、「文化財、遺跡、歴史的な街並みなど」のみの鑑賞であった。障がいのある方の「活動しなかった」理由としては、「活動したかったが活動できなかった」が最も高い。

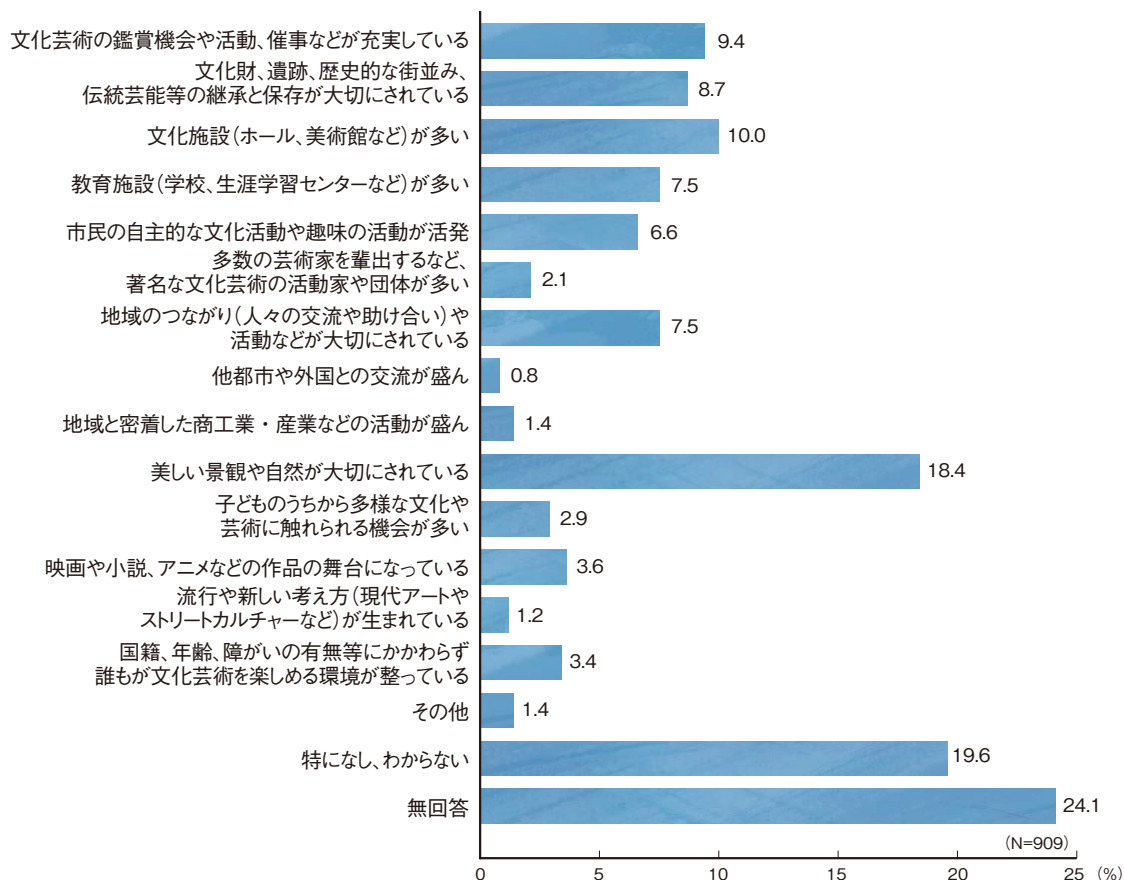
健康状態別の集計結果

	クラシック音楽	ポピュラー音楽	日本の伝統的な音楽	演劇	舞踊	伝統芸能	演芸	美術	文芸、俳句など	メディア芸術	ストリートカルチャー
全体 (N=909)	4.6	4.2	1.0	0.8	2.1	0.6	0.2	7.8	1.4	1.2	1.1
健康面で特に問題はない (普段の活動には問題はない) (N=816)	4.5	3.9	1.1	0.7	2.3	0.6	0.2	8.1	1.6	1.2	1.0
介助・介護が必要な方 (N=24)	4.2	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	4.2	0.0	0.0	0.0
障がいのある方 (N=34)	5.9	5.9	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	5.9	0.0	2.9	5.9
その他 (N=34)	2.9	11.8	0.0	2.9	0.0	0.0	0.0	5.9	0.0	0.0	0.0

	文化財、遺跡、歴史的な街並みなどを学ぶ講座など	地域の伝統的な芸能や祭り	生活文化	文化芸術関連のボランティア活動、寄付活動	その他	活動したかったが活動できなかった	文化芸術に関わる活動に興味がないので活動しなかった	無回答	この1年間に、文化芸術に関わる活動(創作や出演、習い事、体験活動への参加など)をした人の割合(100%から「活動したかったが活動できなかった」、「文化芸術に関わる活動に興味がないので活動しなかった」、「無回答」を除く)
全体 (N=909)	1.8	4.8	3.2	2.8	5.1	25.7	33.6	11.2	29.5
健康面で特に問題はない (普段の活動には問題はない) (N=816)	2.0	5.0	3.6	2.9	5.0	25.6	35.2	8.8	30.4
介助・介護が必要な方 (N=24)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	20.8	29.2	41.7	8.3
障がいのある方 (N=34)	0.0	2.9	0.0	0.0	11.8	32.4	17.6	26.5	23.5
その他 (N=34)	0.0	5.9	0.0	2.9	2.9	26.5	20.6	26.5	26.4

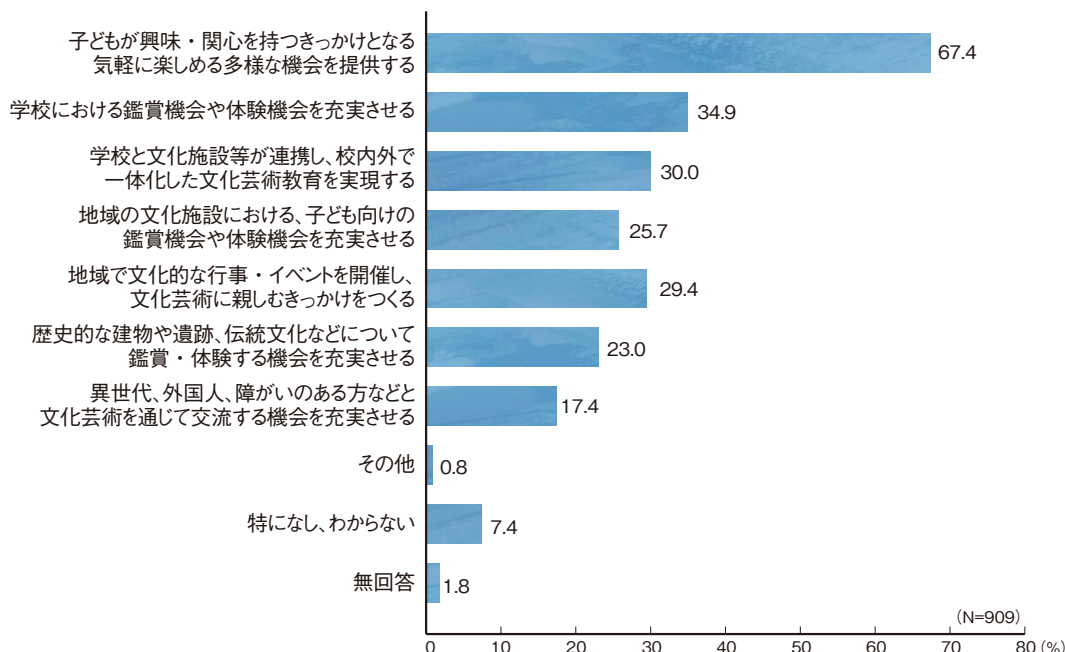
- 「**文化的なまち**」の言葉のイメージの選択肢のうち、**町田市のイメージに合うもの**を尋ねると、「特になし、わからない」が19.6%と最も高く、次いで「美しい景観や自然が大切にされている」が18.4%、「文化施設（ホール、美術館など）が多い」が10.0%となっている。

「文化的なまち」の言葉のイメージの選択肢のうち、町田市のイメージに合うもの



- 「**中学生以下の子どもの文化芸術体験について重要だと思うこと**」は、「興味を持つきっかけとなる多様な機会の提供」が67.4%と最も高く、次いで「学校での鑑賞や体験」「学校と文化施設が連携した文化芸術教育」「地域での文化的な行事・イベント開催」が各3割程度。

あなたは、中学生以下の子どもの文化芸術体験について、何が重要だと思いますか



2 | 町田市文化芸術活動団体へのアンケート(2022年度)

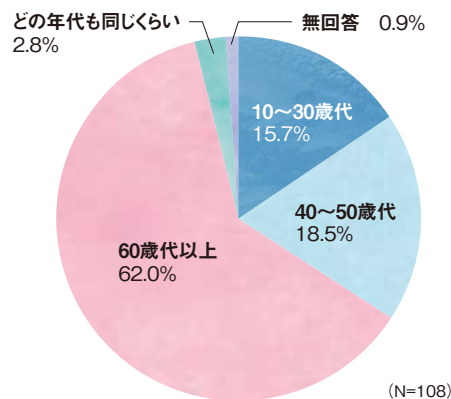
調査の概要

- ・ 調査対象：市内で活動する文化芸術団体 200 件
- ・ 調査期間：2022 年 12 月 27 日(火)～2023 年 1 月 13 日(金)
- ・ 調査手法：郵送配布、郵送・WEB 回収
- ・ 有効回答率：50.4%(回収数 108 件)

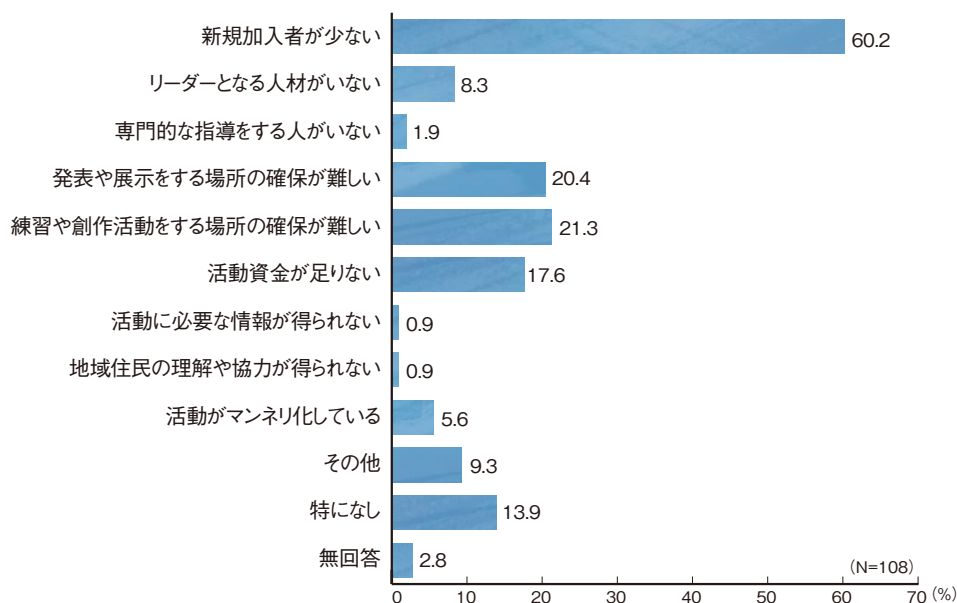
主な調査結果

- 会員の中で**最も多い年代**は、60歳代以上が最も多く62.0%であった。次いで40～50歳代が18.5%、10～30歳代が15.7%である。
- 団体の**活動における課題**は、「新規加入者が少ない」が60.2%と最も多く、「発表や展示場所の確保が難しい」と「練習や創作活動をする場所の確保が難しい」がともに2割程度であった。次いで「活動資金が足りない」が17.6%であった。ほかに「リーダーとなる人材がいない(8.3%)」、「活動がマンネリ化している(5.6%)」という回答もあった。

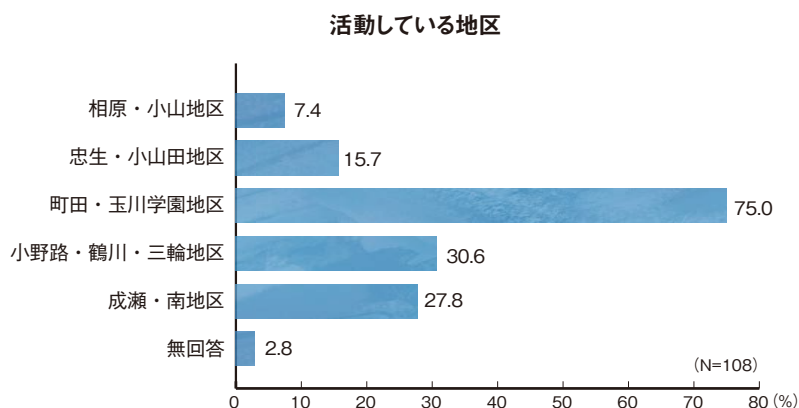
最も多い年代



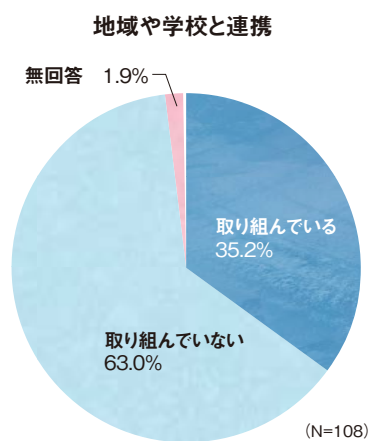
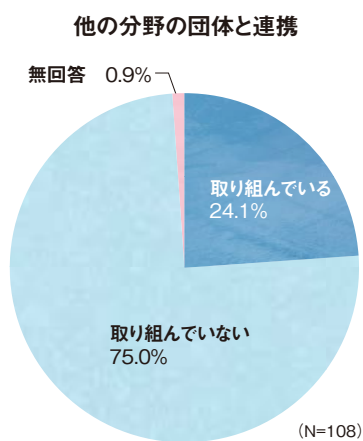
活動における課題



- 主に活動している地区は、「町田・玉川学園地区」が75.0%と最も多く、次いで「小野路・鶴川・三輪地区」が30.6%、「成瀬・南地区」が27.8%となっている。



- 他の分野の団体と連携した活動に取り組んでいる団体は24.1%、取り組んでいない団体は70.5%であった。
- 地域や学校と連携した活動に取り組んでいる団体は35.2%、取り組んでいない団体は63.0%であった。



3 | 子どもセンターアンケート(2023年度)

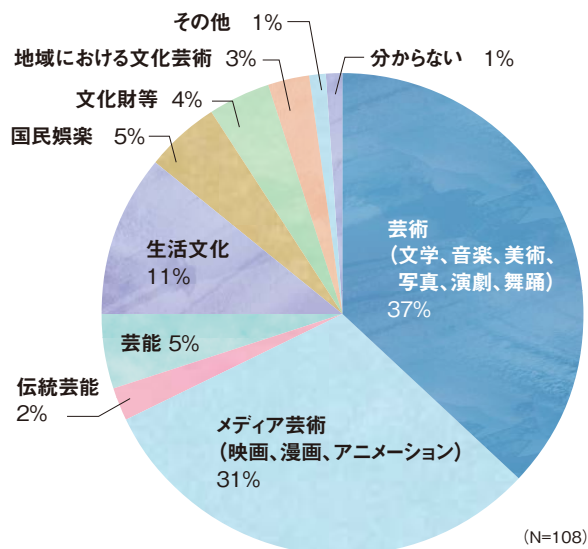
調査の概要

- ・ 調査対象：市内の子どもセンター6施設の利用者145人(4歳から高校3年生まで)
- ・ 調査期間：2023年7月～8月
- ・ 調査手法：子どもセンターにて対面での聴き取り

主な調査結果

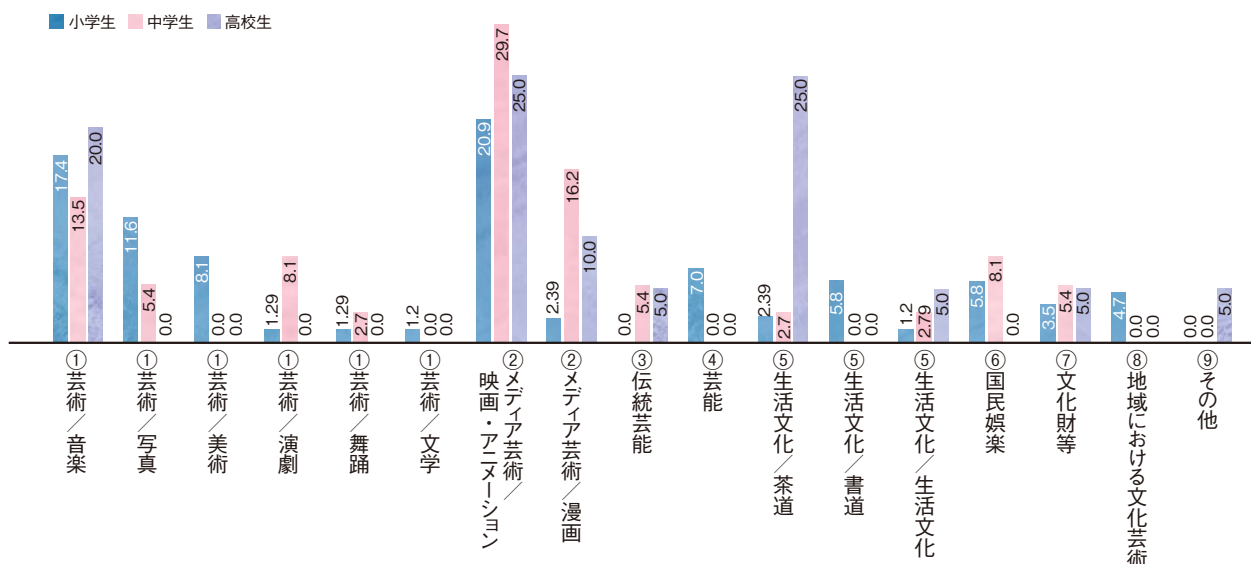
●文化芸術について、自分が見る・するとしたら何がいいかという設問では、①**芸術**(文学、音楽、美術、写真、演劇、舞踊)が37%、次いで②**メディア芸術**(映画、漫画、アニメーション)が31%と最も高かった。これらを選んだ理由は、「いつも家や習い事で行っているから」「好きだから、楽しいから」「周りのみんながしているから」「うまくできるようになるとうれしいから」などであった。

自分が見る・するならどれ? いつもしているのは?(1つ)



●同じく「自分が見る・するとしたら」という設問で、③**伝統芸能**(雅楽、能楽、文楽、歌舞伎、組踊)を選んだ人は2%、⑤**生活文化**(茶道、華道、書道、食文化)は11%、⑧**地域における文化芸術**(地域の伝統芸能、民俗芸能)は3%であった。それらを選んだ理由は、「新しいことにチャレンジしてみたいから」「知らないからこそやってみたいから」「家族等身近な人がしているのを見ているから」などであった。

地域や学校と連携 (%)



- 「自分が見る・するとしたら」について、小学生は「映画・アニメ(22.0%)」「音楽(18.3%)」「写真」の順で多く、中学生は「映画・アニメ(29.7%)」「漫画(16.2%)」「音楽(13.5%)」の順、高校生では「映画・アニメ(25.0%)」と「茶道(25.0%)」が並び、次いで「音楽(20.0%)」の順となった。小中高校生とも「映画・アニメ」と「音楽」が上位に入っている。

「自分が見る・するとしたら」(自由回答より抜粋)

なにを	どうやって・なぜ・ふかぼり	学年	性別
小学生			
①芸術_音楽	楽器を演奏したい。ピアノを学校でも幼稚園でもやった。	小1	男
	お風呂で歌っている。楽しい。	小5	男
	吹奏楽部に入りたい。お姉ちゃんがやっているから。高校生の文化祭には興味がある。	小6	女
①芸術_写真	写真を撮る。お父さんと撮っている。夕焼けとかを撮る。	小3	女
	旅行に出かけたときスマホで写真を撮っている。家族の記念写真を撮る。自分で撮った写真をみんなに見せるのが楽しい。お寺には昔のものがあるし、写真は昔のものとして残るからいい。	小3	男
①芸術_美術	工作が好き。学校でも家でもやっている。段ボールで太鼓を作ったりする。とにかく好き、理由は特にない。妹もまねする。	小3	女
	絵を描きたい。図工コンクールで昔賞を取ったことがあるから。賞を取ったことで回りが喜んでくれたのがうれしかった。	小4	女
①芸術_演劇	クラブで演劇をやっている(月2回活動)。クラブでは自分たちで台本を作っている。	小5	女
①芸術_舞踊	習っている。漫画やアニメは見ない。	小2	女
①芸術_文学	好きだから。	小1	女
②メディア 芸術_映画、 アニメーション	映画館で映画を見たい。アマゾンプライムとかでいつでも見れるのもいい。「ドラゴンボール」とか、お父さんから教えてもらって見る。	小5	男
	アニメ。アニメーションを企画してみたい。	小6	男
②メディア 芸術_漫画	漫画を読むのが好き。本より面白いから。漫画は「NARUTO」「ドラゴンボール」「スラムダンク」が好き。ゲームもする。	小5	男
	マンガ(読む側) 進撃の巨人。アニメも大好き。一年間に何回も見ると。	小5	男
③伝統芸能	歌舞伎を見たい。	中1	男
	おばあちゃんが好き。迫力がある。見ていてあきない。楽しい。お祭りは内容が同じ。歌舞伎は毎回内容が違うから好き。新しいものが見られるから。	中2	女
④芸能	友達とやったことがある。発表したりして楽しい。	小1	男
	学校で友達とお笑い(ショートコント)を披露。やっていると楽しいのと楽しませるのも好き。	小6	男
⑤生活文化_ 茶道	今は習ったりはしていない。楽しそう。お菓子がおいしそう。お茶は好きじゃないけどお菓子は好き。	小5	女
⑤生活文化_ 書道	かっこいいから。おばあちゃんの家でやった。	小2	男
	書道を学校でやっているから。字がきれいに書けると嬉しい。	小4	男
⑤生活文化_ 食文化	子どもセンターで絵をかく。文化芸術よりおもちゃとお菓子を食べるのが好き。図工では絵より折り紙や工作の方が好き。	小2	女
⑥国民娯楽	将棋をやりたい。やったことはないけど兄姉がやっていて楽しそう。オセロなども子どもセンターでやっているし、身近だから。	小3	男
	将棋とサッカーを両立してみたい。	小4	男
⑦文化財等	お寺。知らないものを学んでみたい。	小3	男
	TVで見るより、行ってみたい。面白い。考えるのが面白い。	小3	男

「自分が見る・するとしたら」(自由回答より抜粋)

なにを	どうやって・なぜ・ふかぼり	学年	性別
小学生			
⑧地域における文化芸術	お祭りにはヨーヨーとかがある。みんなと一緒にできる。楽しい。	小1	女
	(おみこし)面白そう、楽しそう。授業でお祭りを見てやってみたいと思った。	小5	男
中学生			
①芸術_音楽	歌が好き。吹奏楽部に所属している。	中2	女
	ピアノとエレキギターをやっている。楽しい。数週間前独学でエレキギターを始めた(TikTokで見てあこがれて)ピアノは数年前からやっている。	中2	女
①芸術_写真	写真にしる、美術(絵)にしる、音楽にしる、とにかくやってみたい。	中2	女
①芸術_演劇	演劇部でやっているから。歌舞伎とかも演じるものだけど、演劇の方が楽しそう。学校で演劇を見たから。音楽が苦手。	中2	女
	美術は想像できない。	中2	男
①芸術_舞踊	習い事でブレイクダンスをやっていたことがある。踊りが好きだから。同じ踊りでも組踊とかは役があってやらされてる感がある。	中3	男
②メディア芸術_映画、アニメーション	映画(見る側)。トム・クルーズが好き。	中1	男
	異世界系のアニメ。お兄ちゃんの影響。	中1	女
②メディア芸術_漫画	アニメを作りたい。声優をやってみたい。アニメをよく見る。憧れがある。	中2	女
②メディア芸術_漫画	家で見るのが好き。漫画は、感情を絵とか文字とかで伝えられるのがすごい。漫画原作のものはアニメより漫画がいい。	中1	女
⑤生活文化_茶道	茶道。	中1	男
⑤生活文化_食文化	とにかく食べたい。甘いものが好き(作るのも食べるのも)。	中2	女
⑥国民娯楽	将棋をやる(週2の将棋部に所属)外部でもサッカーをやっているが、その息抜き? オセロとかもやる。	中1	男
⑦文化財等	寺を見る。歴史が好きだから。	中1	男
高校生			
①芸術_音楽	軽音部所属、中学の終わりからギターを始めた。YouTubeでギターの弾き語りにあこがれたから。家でも練習するし、仲間ともやる。演奏するのと聴くのとで好みが違う。	高2	男
	吹奏楽部をやっていたから。ユーフォニアム担当。	高3	男
②メディア芸術_映画、アニメーション	見る。日本の漫画・アニメは世界にも誇れるから。漫画と比べてアニメは無料で見られていい。	高1	男
	アニメを見る。呪術廻戦など。	高1	女
②メディア芸術_漫画	よく読む。音楽は練習が必要。漫画は何も考えずに楽しめる。じっとしているのが苦手で、誰かがはまっているものに乗っかるのも好きじゃない。漫画は情報が少ないから想像の余地がある。	高2	女
③伝統芸能	興味があるから。音楽はいいけど美術がよくわからない。	高3	男
⑤生活文化_茶道	茶道部に所属。茶道そのものはもちろん、和装もできるのも良い。書道は初段を持っているが、茶道の方が楽しそうだから。	高1	女
	普段やらないものをやってみたい。楽しそう。	高2	男
⑤生活文化_食文化	普段から料理をする、うどんを粉からつくったりする。楽しいから。	高3	男
⑦文化財等	お城が好き。寺・神社を見たりするのが好き。時代劇を見て楽しそうだった。	高2	女
⑨その他	ファッション。着ても見ても楽しむ。歴史の授業とかで過去の衣服などを見て興味がある。着るのも見るのも好き。カジュアルとフォーマルがいつ生まれたのか。時代、土地、文化によって代わるところも興味がある。	高3	女

4 | 事業者ヒアリング

調査の概要

・ 目的

- 1 町田の文化芸術の現状を把握し、特徴を調べる。
- 2 今後の町田市の文化芸術推進の参考とするため、各活動者の意見を伺う。

・ 調査対象

- 1 美術系施設・事業者…5 団体
- 2 音楽（ポップス）系施設・アーティスト…4 団体
- 3 ダンス系事業者…1 団体
- 4 音楽（クラシック）・舞台芸術系施設・事業者…5 団体
- 5 文学系施設…1 団体
- 6 ゲーム・アニメ系事業者…1 団体
- 7 遺跡系施設…1 団体
- 8 文化芸術の有識者…3 名
- 9 生活文化系アーティスト…2 団体

・ 実施期間：2024年5月～9月

主な調査結果

▶ 若者文化が盛んな「郊外拠点」

- 70年代から商業集積地として発展してきたことから、新宿・渋谷・下北沢に次ぐライブハウスの拠点となったり、「西の秋葉原」としてゲームやアニメショップが集積したり、ダンスをするチームも多いなど、若者文化の郊外拠点となってきた。市内のライブハウスを横断するサーキットのライブも実施されている。
- また、子どもセンターに音楽スタジオが整備されていることで中学生からバンド活動をしやすいことなど、子育て政策も若者文化の下支えとなっている。

▶ 市民の文化活動は一定規模を維持

- 町田市文化協会が、町田市文化祭、新春文化の祭典、春の文化祭など、市民の参加型を意識したイベントを行っている。また、市民による茶道団体が、月例茶会や親子で楽しむ茶会、学校での体験学習などを20年以上行っており、市民が日常的に茶道に触れている。
- また全国大会で活躍する学校の合唱・吹奏楽等の部活動や市民による短編映画祭などもある。
- 市民の中に著名な指揮者等の優れた芸術家がいたため、かつてはNPO法人町田市芸術協会が組織され、現在もクラシック音楽、オペラ、バレエではプロを含む高いレベルでの活動を続けている。
- 市内の障害者の文化活動としては、障害者の就業継続支援施設が30年以上活動を続けてきており、海外のアール・ブリュット展にも参加している。

▶ 地元企業の文化事業も小規模ではあるが、多彩に展開

- 市で教育事業を始めた企業がプロのミュージカル劇団を展開しており、町田市に稽古場を置きつつ、全国で公演活動を行っている。市でイベントスペースを運営する企業が落語や町田のご当地アイドル活動を支援したり、日本有数の版画工房が立地していたり、市内企業がまちだ〇ごと大作戦などで文化的なまちのにぎわいづくりイベントを展開しているなど、民間で多彩な文化事業が実施されている。
- ただし、これらの活動が全国的に高い知名度を持ち、多くの市民に知られるほどの規模とはなっていない。

▶ 舞台芸術系の公共施設運営

- 町田市民ホール、ポプリホールの2館があり、市民団体や市外の事業者向けの貸館事業が実施されているとともに、市民向けの鑑賞事業が、落語やクラシックなどを中心に実施されている。ただし、1980年代以降に全国の自治体の公共ホールで広まった芸術的な専門性をもった事業や市民文化を強化する事業があまり実施されていない。
- コミュニティ型の小規模施設、旧来型の市民会館はあり、市民団体の重要な発表場所として活用されているが2,000席以上の大型施設や舞台芸術専門として開設された施設はない。
- 主催鑑賞事業は一定数実施されている。ただし客層の高齢化に伴う夜間集客の低下傾向がある。
- 舞台芸術系の専門職員はおらず、専門性の高い自主企画制作の公演事業は実施されていない。
- 対外発信可能なフェスや大型事業、市民参画型舞台事業、ワークショップなどの人材育成事業、アウトリーチなどの普及事業は実施されていない。

▶ 文化財系の公共施設運営

- 国際版画美術館や現在休館中の町田市立博物館ともに、専門としているジャンルでは国内で類例を見ない質量のコレクションを有している。国際版画美術館は、浮世絵や近世から20世紀に亘る西洋の版画、近現代の日本の版画などについて網羅的なコレクションをしており、町田市立博物館はボヘミアン・グラスなどのガラス工芸や中国・東南アジアの陶磁器でこれも国内随一のコレクションを有している。
- また両館では、ワークショップ、アウトリーチ、学校連携事業など市民文化育成系事業を積極的に展開している。
- 対外的な発信力の強い常設展示やトリエンナーレなどの大規模事業、それに伴う大型広報はなく、コレクションの強さに比して知名度や集客力が弱い。また駅前から館への回遊路が整備されておらず、町田駅から多くの人々が流れていく状況になっていない。
- 文学館では小規模ながらJ-POPやマンガなど近現代文学を超えたテーマを含む人気の高い企画を実施している。またタイポグラフィなどの文字デザインについてのフリーマーケットは他にない事業となっている。
- 文学館や資料館を含め各館ともに学芸員人材を、都道府県施設レベル以上で、多数擁しており、充実した保存・研究活動を実施している。
- 弥生以降の遺跡は少ないが、縄文遺跡は、関東内においては有数のものとなっており、市内の歴史文化教育の資源となっている(縄文遺跡自体は東北などより北方が中心のため全国的には著名ではない)。ただし、埋蔵文化財であるため、観光には直結しにくい。

5 | 若者ヒアリング

調査の概要

- ・日時 2025年5月15日(木)19:00～20:00
- ・場所 市庁舎
- ・対象・人数 二十祭まちだ実行委員14名(オンライン参加者を含む)
- ・資料 以下①②について説明しヒアリングを実施。
 - ①説明スライド「文化芸術のまちづくり」
 - ②計画策定に向けた基礎情報と“まちづくりの方向性”
- ・ヒアリング形式 集合形式

回答内容

Q. 誰と、どこで、何したい？

- 友人、家族、恋人と広場、テーマパークで、ゆったりとお話して時間をつぶしたい。
- 友達と、落ち着いた場所で、鑑賞したい。→都心にあるような有名なイベントや展覧会をちょっと田舎で。
- 友達と、行きやすい場所で、音楽したい。
- 友人、家族とホールで民俗文化を観たい。
- 友人と学校、美術館で、演劇、朗読などが観たい。
- 友達(共通の趣味を持つ人)と博物館でゆるく意見交換したい。
- 友人、家族とゆったり駅近で映画鑑賞、美術鑑賞したい。
- 家族や友人など自分のまわりにいる人と町田駅付近の施設で、町田市にゆかりのある文化芸術を体験したい。
- 友人、家族と駅の近くで体験型イベントに参加したい。
- 友人や家族と、近場(アクセスしやすいところ)でミュージカルや劇団四季、オケを観たい。
- 友達と水族館でイルカショーを観たい。
- 専門的知識を持った学芸員とアクセスの良い博物館で町田市の生物相や地質について学びたい。

Q. どこで、何を観たい？

- 映画、ライブが観たい。
- 花火が観たい。
- 市民ホールでオーケストラを聴きたい。
- 市民ホールで伝統芸能が観たい。
- ホールなどの落ち着いた場所で、演劇や個人で制作した作品が観たい。
- 史跡で碑文や演劇が観たい。
- 美術館で美術作品が観たい。→芹が谷公園は遠いから遠いと思わせないような工夫(景観やバス等)がされていたら行きたい。
- 市民ホールでミュージカルや演劇、映画館で映画が観たい。
- シバヒロや野津田球場等の広い施設で、映画鑑賞や音楽フェス(ライブ)を観たい。
- 野外で映画が観たい。→映画は友達と行く。サブスクがあっても映画館も行く。
- 球場やGIONスタジアムで野外フェス、音楽フェス。
- 町田市民ホールでミュージカルや伝統芸能、劇団四季、オケが観たい。
- ライブ会場で音楽フェスが観たい。
- 光学装置(巨大なデジタルサイネージとか?)や音響装置を用いた表現のできる街頭空間で先端的な表現を実践/鑑賞したい。
- 町田駅前でデカイ広告を見たい。
- 市をあげて行うお祭りがほしい。花火が観たい。

Q. 建物や施設は、どこに、何があるといい？

- 駅、徒歩圏内。
- 商店街、温泉、大きな公園、ライブ会場。
- 駅周辺に、博物館やプラネタリウムがほしい。
- 駅近で月々限定の美術館があるといい。
- 駅の近くや、歩いて行きやすい所に、素材屋や自由に使える工房がほしい。
- 史跡に碑文があるといい。
- 演劇(ライトや小道具)、映画(音に力を入れた)の専門施設がアクセスのよい場所(駅近、バスで5~6分)にあるといい。(自分は映画を作っているから、上映などを考えたときに、音が良い、映像が良いなど専門的にこだわりたい)
- 町田駅付近よりも栄えていないところ(普段行かない山崎や木曽、鶴川地域)に、文化芸術を体験できる施設、映画館があるといい。
- 駅から行きやすい場所に博物館がほしい。
- アクセスしやすいところに大きな(規模)ホールがほしい。
- 多摩境にも町田関連のものがあるといい。
- 何らかの施設で昔の町田の風景と現在の町田の風景の比較を見たい。
- 映画館は駅前にあると嬉しい。映画→ゲームセンターの流れができるように、TAITO STATIONなどのある方。
- 体験できて楽しめるような施設を駅前とかにほしい。
- 巨大な画面が小田急-JRのペデストリアンデッキにほしい。

Q. まちが賑わうためには、みんなで一緒に何ができる？

- 知名度、注目のあるものを呼び込む。(例:「ラブライブ!」や「邪神ちゃんドロップキック」)
- SNS、主にInstagramやTikTok、広告(塔)、タイアップ(作品やゼルビア)
- 広報、広告(SNS)
- ゼルビア関係
- 市内でどのような芸術活動(演劇、音楽などに限らず)が行われているのかという情報を積極的に発信。
- いろいろ話題に挙げる。見るものがたくさんあったらシェアしたい。
- 町田だからこそ。1つでもあれば良い。
- イベントの写真や動画をSNSで投稿(公式ハッシュタグを作って拡散)
- 町田市の全世帯にイベントのハガキを送る。
- 体験型イベント
- 音楽や伝統に触れ、体験ができる。町田限定を作る。
- 規模の大きいお祭り。→イベント関係では町田の知名度は低いから。戻ってくる理由がなくなってしまうからもっと賑わいがほしい。
- 「町田だからこそ」の象徴ができるとうい。→「町田って何があるの?」と聞かれて言えるものがほぼない。
- 情報発信を積極的にしてほしい。
- SNSだけでなくゼルビア等、いま火のついているものに乗かって発信する。
- 新しい物を作ってきれいな街にする。
- SNSで見たものは実際より美しく見えるため、どんなものであってもきっかけづくりになるようなきれいなものを載せる。
- 注目度があるものとのコラボや、企業誘致をする。

05 関連法

1 | 文化芸術基本法(平成十三年法律第百四十八号)改正 平成二十九年六月二十三日



目次

前文

- 第一章 総則(第一条—第六条)
- 第二章 文化芸術推進基本計画等
(第七条・第七条の二)
- 第三章 文化芸術に関する基本的施策
(第八条—第三十五条)
- 第四章 文化芸術の推進に係る体制の整備
(第三十六条・第三十七条)

附則

前文

文化芸術を創造し、享受し、文化的な環境の中で生きる喜びを見出すことは、人々の変わらない願いである。また、文化芸術は、人々の創造性をはぐくみ、その表現力を高めるとともに、人々の心のつながりや相互に理解し尊重し合う土壌を提供し、多様性を受け入れることができる心豊かな社会を形成するものであり、世界の平和に寄与するものである。更に、文化芸術は、それ自体が固有の意義と価値を有するとともに、それぞれの国やそれぞれの時代における国民共通のよりどころとして重要な意味を持ち、国際化が進展する中であって、自己認識の基点となり、文化的な伝統を尊重する心を育てるものである。

我々は、このような文化芸術の役割が今後においても変わることなく、心豊かな活力ある社会の形成にとって極めて重要な意義を持ち続けると確信する。

しかるに、現状をみるに、経済的な豊かさの中にありながら、文化芸術がその役割を果たすことができるような基盤の整備及び環境の形成は十分な状態にあるとはいえない。二十一世紀を迎えた今、文化芸術により生み出される様々な価値を生かして、これまで培われてきた伝統的な文化芸術を継承し、発展させるとともに、独創性のある新たな文化芸術の創造を促進することは、我々に課された緊要な課題となっている。

このような事態に対処して、我が国の文化芸術の振興を図るためには、文化芸術の礎たる表現の自由の重要性を深く認識し、文化芸術活動を行う者の自主性を尊重することを旨としつつ、文化芸術を国民の身近なものとし、それを尊重し大切にしよう包括的に施策を推進していくことが不可欠である。

ここに、文化芸術に関する施策についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、文化芸術に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第一章 総則

目的

第一条 この法律は、文化芸術が人間に多くの恵沢をもたらすものであることに鑑み、文化芸術に関する施策に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、文化芸術に関する施策の基本となる事項を定めることにより、文化芸術に関する活動(以下「文化芸術活動」という。)を行う者(文化芸術活動を行う団体を含む。以下同じ。)の自主的な活動の促進を旨として、文化芸術に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図り、もって心豊かな国民生活及び活力ある社会の実現に寄与することを目的とする。

基本理念

第二条 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、文化芸術活動を行う者の自主性が十分に尊重されなければならない。

2 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、文化芸術活動を行う者の創造性が十分に尊重されるとともに、その地位の向上が図られ、その能力が十分に発揮されるよう考慮されなければならない。

3 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、文化芸術を創造し、享受することが人々の生まれながらの権利であることに鑑み、国民がその年齢、障害の有無、経済的な状況又は居住する地域にかかわらず等しく、文化芸術を鑑賞し、これに参加し、又はこれを創造することができるような環境の整備が図られなければならない。

4 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、我が

国及び世界において文化芸術活動が活発に行われるような環境を醸成することを旨として文化芸術の発展が図られるよう考慮されなければならない。

5 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、多様な文化芸術の保護及び発展が図られなければならない。

6 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、地域の人々により主体的に文化芸術活動が行われるよう配慮するとともに、各地域の歴史、風土等を反映した特色ある文化芸術の発展が図られなければならない。

7 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、我が国の文化芸術が広く世界へ発信されるよう、文化芸術に係る国際的な交流及び貢献の推進が図られなければならない。

8 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、乳幼児、児童、生徒等に対する文化芸術に関する教育の重要性に鑑み、学校等、文化芸術活動を行う団体(以下「文化芸術団体」という。)、家庭及び地域における活動の相互の連携が図られるよう配慮されなければならない。

9 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、文化芸術活動を行う者その他広く国民の意見が反映されるよう十分配慮されなければならない。

10 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、文化芸術により生み出される様々な価値を文化芸術の継承、発展及び創造に活用することが重要であることに鑑み、文化芸術の固有の意義と価値を尊重しつつ、観光、まちづくり、国際交流、福祉、教育、産業その他の各関連分野における施策との有機的な連携が図られるよう配慮されなければならない。

国の責務

第三条 国は、前条の基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、文化芸術に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

地方公共団体の責務

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、文化芸術に関し、国との連携を図りつつ、自主的かつ主体的に、その地域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

国民の関心及び理解

第五条 国は、現在及び将来の世代にわたって人々が文化芸術を創造し、享受することができるとともに、文化芸術が将来にわたって発展するよう、国民の文化芸術に対する関心及び理解を深めるように努めなければならない。

文化芸術団体の役割

第五条の二 文化芸術団体は、その実情を踏まえつ

つ、自主的かつ主体的に、文化芸術活動の充実を図るとともに、文化芸術の継承、発展及び創造に積極的な役割を果たすよう努めなければならない。

関係者相互の連携及び協働

第五条の三 国、独立行政法人、地方公共団体、文化芸術団体、民間事業者その他の関係者は、基本理念の実現を図るため、相互に連携を図りながら協働するよう努めなければならない。

法制上の措置等

第六条 政府は、文化芸術に関する施策を実施するため必要な法制上、財政上又は税制上の措置その他の措置を講じなければならない。

第二章 文化芸術推進基本計画等

文化芸術推進基本計画

第七条 政府は、文化芸術に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、文化芸術に関する施策に関する基本的な計画(以下「文化芸術推進基本計画」という。)を定めなければならない。

2 文化芸術推進基本計画は、文化芸術に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本的な事項その他必要な事項について定めるものとする。

3 文部科学大臣は、文化審議会の意見を聴いて、文化芸術推進基本計画の案を作成するものとする。

4 文部科学大臣は、文化芸術推進基本計画の案を作成しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の施策に係る事項について、第三十六条に規定する文化芸術推進会議において連絡調整を図るものとする。

5 文部科学大臣は、文化芸術推進基本計画が定められたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

6 前三項の規定は、文化芸術推進基本計画の変更について準用する。

地方文化芸術推進基本計画

第七条の二 都道府県及び市(特別区を含む。第三十七条において同じ。)町村の教育委員会(地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第百六十二号)第二十三条第一項の条例の定めるところによりその長が文化に関する事務(文化財の保護に関する事務を除く。)を管理し、及び執行することとされた地方公共団体(次項において「特定地方公共団体」という。)にあっては、その長)は、文化芸術推進基本計画を参酌して、その地方の実情に即した文化芸術の推進に関する計画(次項及び第三十七条において「地方文化芸術推進基本計画」という。)を定めるよう努めるものとする。

2 特定地方公共団体の長が地方文化芸術推進基本計画を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、当該特定地方公共団体の教育委員会の意見を聴かなければならない。

第三章 文化芸術に関する基本的施策

芸術の振興

第八条 国は、文学、音楽、美術、写真、演劇、舞踊その他の芸術(次条に規定するメディア芸術を除く。)の振興を図るため、これらの芸術の公演、展示等への支援、これらの芸術の制作等に係る物品の保存への支援、これらの芸術に係る知識及び技能の継承への支援、芸術祭等の開催その他の必要な施策を講ずるものとする。

メディア芸術の振興

第九条 国は、映画、漫画、アニメーション及びコンピュータその他の電子機器等を利用した芸術(以下「メディア芸術」という。)の振興を図るため、メディア芸術の制作、上映、展示等への支援、メディア芸術の制作等に係る物品の保存への支援、メディア芸術に係る知識及び技能の継承への支援、芸術祭等の開催その他の必要な施策を講ずるものとする。

伝統芸能の継承及び発展

第十条 国は、雅楽、能楽、文楽、歌舞伎、組踊その他の我が国古来の伝統的な芸能(以下「伝統芸能」という。)の継承及び発展を図るため、伝統芸能の公演、これに用いられた物品の保存等への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

芸能の振興

第十一条 国は、講談、落語、浪曲、漫談、漫才、歌唱その他の芸能(伝統芸能を除く。)の振興を図るため、これらの芸能の公演、これに用いられた物品の保存等への支援、これらの芸能に係る知識及び技能の継承への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

生活文化の振興並びに国民娯楽及び出版物等の普及

第十二条 国は、生活文化(茶道、華道、書道、食文化その他の生活に係る文化をいう。)の振興を図るとともに、国民娯楽(囲碁、将棋その他の国民的娯楽をいう。)並びに出版物及びレコード等の普及を図るため、これらに関する活動への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

文化財等の保存及び活用

第十三条 国は、有形及び無形の文化財並びにその

保存技術(以下「文化財等」という。)の保存及び活用を図るため、文化財等に関し、修復、防災対策、公開等への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

地域における文化芸術の振興等

第十四条 国は、各地域における文化芸術の振興及びこれを通じた地域の振興を図るため、各地域における文化芸術の公演、展示、芸術祭等への支援、地域固有の伝統芸能及び民俗芸能(地域の人々によって行われる民俗的な芸能をいう。)に関する活動への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

国際交流等の推進

第十五条 国は、文化芸術に係る国際的な交流及び貢献の推進を図ることにより、我が国及び世界の文化芸術活動の発展を図るため、文化芸術活動を行う者の国際的な交流及び芸術祭その他の文化芸術に係る国際的な催しの開催又はこれへの参加、海外における我が国の文化芸術の現地の言語による展示、公開その他の普及への支援、海外の文化遺産の修復に関する協力、海外における著作権に関する制度の整備に関する協力、文化芸術に関する国際機関等の業務に従事する人材の養成及び派遣その他の必要な施策を講ずるものとする。

2 国は、前項の施策を講ずるに当たっては、我が国の文化芸術を総合的に世界に発信するよう努めなければならない。

芸術家等の養成及び確保

第十六条 国は、文化芸術に関する創造的活動を行う者、伝統芸能の伝承者、文化財等の保存及び活用に関する専門的知識及び技能を有する者、文化芸術活動に関する企画又は制作を行う者、文化芸術活動に関する技術者、文化施設の管理及び運営を行う者その他の文化芸術を担う者(以下「芸術家等」という。)の養成及び確保を図るため、国内外における研修、教育訓練等の人材育成への支援、研修成果の発表の機会の確保、文化芸術に関する作品の流通の促進、芸術家等の文化芸術に関する創造的活動等の環境の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

文化芸術に係る教育研究機関等の整備等

第十七条 国は、芸術家等の養成及び文化芸術に関する調査研究の充実を図るため、文化芸術に係る大学その他の教育研究機関等の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

国語についての理解

第十八条 国は、国語が文化芸術の基盤をなすことにかんがみ、国語について正しい理解を深めるため、

国語教育の充実、国語に関する調査研究及び知識の普及その他の必要な施策を講ずるものとする。

日本語教育の充実

第十九条 国は、外国人の我が国の文化芸術に関する理解に資するよう、外国人に対する日本語教育の充実を図るため、日本語教育に従事する者の養成及び研修体制の整備、日本語教育に関する教材の開発、日本語教育を行う機関における教育の水準の向上その他の必要な施策を講ずるものとする。

著作権等の保護及び利用

第二十条 国は、文化芸術の振興の基盤をなす作者の権利及びこれに隣接する権利（以下この条において「著作権等」という。）について、著作権等に関する内外の動向を踏まえつつ、著作権等の保護及び公正な利用を図るため、著作権等に関する制度及び著作物の適正な流通を確保するための環境の整備、著作権等の侵害に係る対策の推進、著作権等に関する調査研究及び普及啓発その他の必要な施策を講ずるものとする。

国民の鑑賞等の機会の充実

第二十一条 国は、広く国民が自主的に文化芸術を鑑賞し、これに参加し、又はこれを創造する機会の充実を図るため、各地域における文化芸術の公演、展示等への支援、これらに関する情報の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

高齢者、障害者等の文化芸術活動の充実

第二十二条 国は、高齢者、障害者等が行う文化芸術活動の充実を図るため、これらの者の行う創造的活動、公演等への支援、これらの者の文化芸術活動が活発に行われるような環境の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

青少年の文化芸術活動の充実

第二十三条 国は、青少年が行う文化芸術活動の充実を図るため、青少年を対象とした文化芸術の公演、展示等への支援、青少年による文化芸術活動への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

学校教育における文化芸術活動の充実

第二十四条 国は、学校教育における文化芸術活動の充実を図るため、文化芸術に関する体験学習等文化芸術に関する教育の充実、芸術家等及び文化芸術団体による学校における文化芸術活動に対する協力への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

劇場、音楽堂等の充実

第二十五条 国は、劇場、音楽堂等の充実を図るた

め、これらの施設に関し、自らの設置等に係る施設の整備、公演等への支援、芸術家等の配置等への支援、情報の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

美術館、博物館、図書館等の充実

第二十六条 国は、美術館、博物館、図書館等の充実を図るため、これらの施設に関し、自らの設置等に係る施設の整備、展示等への支援、芸術家等の配置等への支援、文化芸術に関する作品等の記録及び保存への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

地域における文化芸術活動の場の充実

第二十七条 国は、国民に身近な文化芸術活動の場の充実を図るため、各地域における文化施設、学校施設、社会教育施設等を容易に利用できるようにするための措置その他の必要な施策を講ずるものとする。

公共の建物等の建築に当たっての配慮等

第二十八条 国は、公共の建物等の建築に当たっては、その外観等について、周囲の自然的環境、地域の歴史及び文化等との調和を保つよう努めるものとする。
2 国は、公共の建物等において、文化芸術に関する作品の展示その他の文化芸術の振興に資する取組を行うよう努めるものとする。

情報通信技術の活用の推進

第二十九条 国は、文化芸術活動における情報通信技術の活用の推進を図るため、文化芸術活動に関する情報通信ネットワークの構築、美術館等における情報通信技術を活用した展示への支援、情報通信技術を活用した文化芸術に関する作品等の記録及び公開への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

調査研究等

第二十九条の二 国は、文化芸術に関する施策の推進を図るため、文化芸術の振興に必要な調査研究並びに国の内外の情報の収集、整理及び提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

地方公共団体及び民間の団体等への情報提供等

第三十条 国は、地方公共団体及び民間の団体等が行う文化芸術の振興のための取組を促進するため、情報の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

民間の支援活動の活性化等

第三十一条 国は、個人又は民間の団体が文化芸術活動に対して行う支援活動の活性化を図るとともに、文化芸術活動を行う者の活動を支援するため、文化芸術団体が個人又は民間の団体からの寄附を受けることを容易にする等のための税制上の措置、文化芸

術団体が行う文化芸術活動への支援その他の必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

関係機関等の連携等

第三十二条 国は、第八条から前条までの施策を講ずるに当たっては、芸術家等、文化芸術団体、学校等、文化施設、社会教育施設、民間事業者その他の関係機関等との間の連携が図られるよう配慮しなければならない。

2 国は、芸術家等及び文化芸術団体が、学校等、文化施設、社会教育施設、福祉施設、医療機関、民間事業者等と協力して、地域の人々が文化芸術を鑑賞し、これに参加し、又はこれを創造する機会を提供できるようにするよう努めなければならない。

顕彰

第三十三条 国は、文化芸術活動で顕著な成果を収めた者及び文化芸術の振興に寄与した者の顕彰に努めるものとする。

政策形成への民意の反映等

第三十四条 国は、文化芸術に関する政策形成に民意を反映し、その過程の公正性及び透明性を確保するため、芸術家等、学識経験者その他広く国民の意見を求め、これを十分考慮した上で政策形成を行う仕組みの活用等を図るものとする。

地方公共団体の施策

第三十五条 地方公共団体は、第八条から前条までの国の施策を勘案し、その地域の特性に応じた文化芸術に関する施策の推進を図るよう努めるものとする。

第四章 文化芸術の推進に係る体制の整備

文化芸術推進会議

第三十六条 政府は、文化芸術に関する施策の総合的、一体的かつ効果的な推進を図るため、文化芸術推進会議を設け、文部科学省及び内閣府、総務省、外務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省その他の関係行政機関相互の連絡調整を行うものとする。

都道府県及び市町村の文化芸術推進会議等

第三十七条 都道府県及び市町村に、地方文化芸術推進基本計画その他の文化芸術の推進に関する重要事項を調査審議させるため、条例で定めるところにより、審議会その他の合議制の機関を置くことができる。

附則(平成十三年十二月七日法律第四百四十八号)抄

施行期日

1 この法律は、公布の日から施行する。

附則(平成二十九年六月二十三日法律第七十三号)抄

施行期日

第一条 この法律は、公布の日から施行する。(以下略)

文化芸術に関する施策を総合的に推進するための文化庁の機能の拡充等の検討

第二条 政府は、文化芸術に関する施策を総合的に推進するため、文化庁の機能の拡充等について、その行政組織の在り方を含め検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。